

古河市国民健康保険財政健全化計画を策定しました。

- 計画期間 令和7年度～令和12年度の6年間
- これまでも令和元年策定の「赤字解消・削減計画」に基づき、赤字の解消に向けて保険税率等の見直しを行ってきましたが、計画最終年度である令和6年度までに**目標達成には至りませんでした**。そのため、引き続き財政の安定化・健全化を目指し、近い将来での赤字解消に向けて、本計画を策定しました。



国保税の軽減対象者が拡大されました。

- 前年の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額が減額されます。
- 税制改正により「5割」と「2割」の対象者が拡大されました。

軽減割合	前年の世帯の総所得金額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
5割軽減	変更前 >> 43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
	変更後 >> 43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減	変更前 >> 43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
	変更後 >> 43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

令和6年度から納付額確認書の送付を終了しました。

該当年の1月1日から12月31日までの納付額を合算し、申告してください。



お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年8月1日からは、



マイナ保険証 か 資格確認書

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証の
利用をご希望の方

利用登録済み ※ そのまま医療機関等でご利用
の場合 ください。

未登録の場合 ※ 医療機関等にある顔認証付き
カードリーダーで利用登録が
できます。

※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を
お持ちでない方

7月に新しい**資格確認書**を特定記録郵便で送り
ました。8月以降に受診する際は、新しい資格
確認書をお持ちください。8月1日から被保険
者番号が変わりますが、番号が変わっても変わ
らず医療を受けることができます。

マイナ保険証の
利用が困難な方

マイナ保険証での受付が困難な方は、申請するこ
とで資格確認書が交付されます。

会社等の健康保険に加入したとき、
または家族の健康保険の被扶養者に認定されたときは、
国保からの切替え手続きを忘れずに！

健康保険の切替えがあったときには、
新しく加入した健康保険組合等から発行された
資格確認書や**資格情報のお知らせ**が
手続きに必要です。

郵送・オンラインでも手続き可能です。



↑詳しくはこちら